

東久留米市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年3月

東久留米市教育委員会

1. プログラムの目的

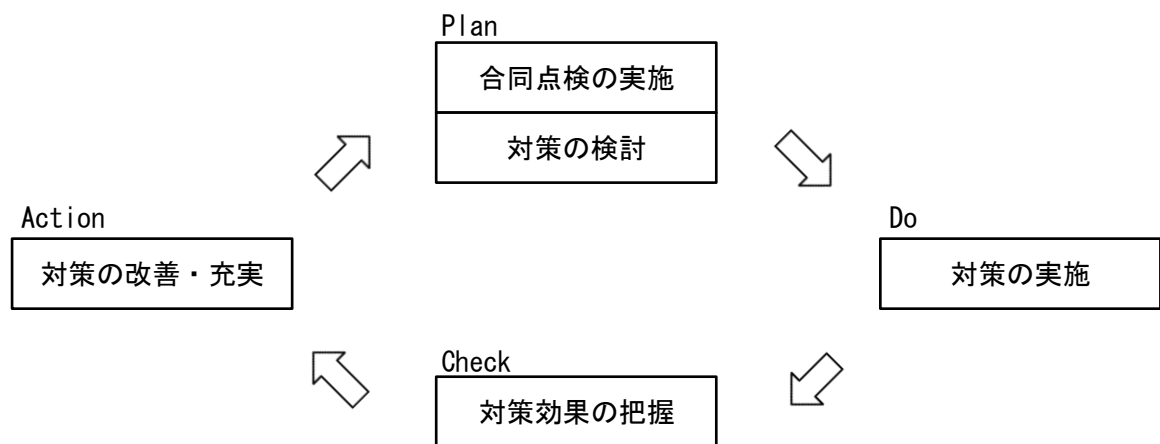
平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省からの通知を踏まえ、平成24年7月に各小学校の通学路において緊急合同点検を実施するとともに、必要な対策内容について協議してきた。本市ではこれまでも通学路点検を実施していたが、本プログラムに基づき、通学路の安全確保に向けた取り組みをさらに充実させ、児童が安全に通学できるよう図っていく。

2. 通学路点検

(1) 目的

東久留米市教育委員会、道路管理者、管轄警察署、市立小学校、保護者等が合同して通学路の点検を行い、その結果に応じた対策を講じるとともに、対策実施後の効果把握や対策の改善・充実を行うPDCAサイクルを繰り返し実施することで、市立小学校の通学路の安全を確保することを目的とする。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 通学路の定義

通学路とは、児童が安全に通学するために利用すべき道路として、小学校ごとに学校長が設定し教育委員会に届け出たもののことをいう。

(3) 実施体制

通学路点検は、次に定める手順により、実施するものとする。

(ア) 保護者による危険個所の抽出

通学路点検を希望する保護者は、危険があると認められる箇所を抽出する。

(イ) 保護者による要望書の提出

保護者は抽出した危険個所に対する要望書を作成し、学校を通じて教育委員会へ提出する。

(ウ) 日程調整

教育委員会は保護者及び学校が希望する日程を基に、道路管理者及び警察署と調整を行い、決定次第学校へ連絡する。連絡を受けた学校は保護者へ伝えることとする。

(エ) 通学路点検の実施

教育委員会、道路管理者、警察署、学校、保護者等が参加し、通学路点検を実施する。

(オ) 対策案の作成

教育委員会、道路管理者及び警察署は、連携の上対策案を作成する。対策案は教育委員会が学校へ送付し、学校は保護者へ周知することとする。

(カ) 対策の実施

教育委員会、道路管理者及び警察署は、作成した対策案に従って、関係者間と連携を図りながら対策を実施する。

(4) その他

通学路点検実施事務局は、教育委員会学務課とする。

3. 地域による見守り

児童の登下校の安全を確保するためには、信号機や道路標識といった交通安全施設の整備や、スクールゾーンをはじめとする交通規制の実施だけでは十分と言えない。学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割や責任を自覚しつつ、地域全体で児童の登下校を見守っていくことが重要である。

引き続き学校において交通安全指導に取り組むことも重要であるが、交通安全を強く

意識した行動の実践については、現場でしか身に付けることができない。危険な行為をしている児童に適切な声かけを行い、「自らの身は自らで守る」ことを繰り返し教えていくことは、生きた教育として子どもたちを正しく育てていくことにつながる。

東久留米市では現在、各学校で見守り体制が敷かれている。この体制を、学校を中心として維持・継続・拡大しながら、「地域の児童は地域で守る」意識を醸成していくことが、児童の登下校の安全に大きく寄与するものである。

【別途資料】

平成26年度 通学路におけるパトロール及び見守り活動一覧（資料省略）

4. 交通擁護員の配置

市内には、様々な対策を実施しても、現状では通行時の危険度を低減させることが困難な箇所も存在する。そのような箇所については、地域の見守りを補完するという意味で予算の範囲内で交通擁護員を配置していく。

ただし、交通擁護員の配置はあくまでも暫定的なものであり、本来は交通安全設備の整備や道路形態の改善などで解消するべきものである。

こうしたことから、交通擁護員を配置する箇所は通学路点検のPDCAサイクルの中で継続的に改善を図る地点にするとともに、現状が改善された時点では原則として交通擁護員を廃止し、通常の見守り体制に移行していくものとする。

5. その他

東久留米市通学路交通安全プログラムは各関係機関からの申し出等により、さらなる安全確保が期待できると思われる際は、内容変更を随時行う。